

改定のご案内

平素より東京海上日動（以下、「弊社」といいます。）をご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。

弊社では、2022年1月1日以降始期契約より、以下改定を行います。変更点についてご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧いただきますよう、何卒よろしくお願いたします。

【賠償責任保険（施設賠償責任保険、生産物賠償責任保険、受託者賠償責任保険）】

サイバー攻撃に起因する損害または損失を補償対象外とする特約「サイバー攻撃危険不担保特約条項」を新設し、すべてのご契約に自動セットします。

【個人情報漏えい保険】

個人情報漏えい保険の販売を停止し、同保険と類似の補償を提供する商品として、サイバーリスク保険に**情報漏えい限定補償プラン**を新設いたします。このご案内では、同補償プランへ移行される場合の個人情報漏えい保険との主な相違点を記載しております。

1. 基本補償の拡大

（1）賠償責任に関する補償

個人情報漏えい保険からサイバーリスク保険（情報漏えい限定補償プラン）への移行によって、賠償責任に関する補償が次のとおり拡大します。

個人情報漏えい保険	
基本補償	個人情報の漏えいまたはそのおそれに起因する賠償責任
オプション補償	【法人情報漏えい担保特約条項】（注1） 法人情報の漏えいまたはそのおそれに起因する賠償責任

サイバーリスク保険（情報漏えい限定補償プラン）	
基本補償	個人情報・法人情報・その他公表されていない情報（クレジットカード番号・口座番号・暗証番号等を含みます。）の漏えいまたはそのおそれに起因する賠償責任

（注1）サイバーリスク保険（情報漏えい限定補償プラン）では基本補償において自動的に補償の対象となるため、「法人情報漏えい担保特約条項」の付帯は不要となります。

（2）費用に関する補償

① 補償対象となる費用の拡大

サイバーリスク保険（情報漏えい限定補償プラン）では、個人情報漏えい保険では補償されなかった、サイバー攻撃が発生した際のコンピュータシステムの遮断費用やサイバー攻撃の有無を確認するための費用、再発防止費用や訴訟対応費用等が追加で補償されます。補償内容詳細はパンフレットをご参照ください。

② 事故対応期間の延長

個人情報漏えい保険では、事故の発見から180日以内に生じた個人情報漏えい対応費用・法人情報漏えい対応費用のみ補償していましたが、サイバーリスク保険では、事故の発見から1年以内に生じたサイバーセキュリティ事故対応費用（訴訟対応費用を除きます。）を補償します。

2. 付帯サービスの拡充

サイバーリスク保険（情報漏えい限定補償プラン）をご契約の皆様には、「緊急時ホットラインサービス」をご利用いただけます。付帯サービスの詳細は、パンフレットをご参照ください。

緊急時ホットラインサービスとは・・・？

サイバーリスクに関するトラブルのご連絡・ご相談いただける専用窓口にて、初期アドバイスやリモートサポート等を行うほか、サイバー攻撃や情報漏えい等の重大なトラブルに対して、専門事業者の紹介を行うサービスです。

21-T04987 2022年1月作成